

神戸市自立促進等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童養護施設等の入所児童の自立促進等を図る事業についての補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱による補助金の対象となる施設は、市長が児童福祉法の規定に基づき設置の認可をした児童養護施設および児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）とする。

(補助の対象事業)

第3条 入所児童のうち、自立支援の必要な児童（以下「対象児童」という。）に対し、児童養護施設等において、自立に向けた取り組みを行う事業とする。

(補助額並びに補助の対象経費)

第4条 別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この事業を実施し補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、自立促進等事業申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本市の予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条第1項の通知を受けた申請者は、交付請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に当該補助金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該年度の補助事業が終了したときは、補助事業の実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて2週間以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第 9 条 市長は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要
なときは既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(調査・報告)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは補助事業者に対して、補助金の執行状況等に
ついて必要な帳票類等を調査し、必要な報告を求め又は必要な勧告、助言を行うことが
できるものとする。

(補助の取消し等)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決
定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を第 4 条、第 5 条に規定する用途以外に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(施行の細目)

第 12 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 3 月 16 日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

別 表 1

補 助 額	対 象 経 費
補助限度額 対象児童 1 人つき 711,000 円	旅費、需用費（消耗品費、食糧 費、印刷製本費）、役務費（通信 運搬費）、使用料及び賃借料